

追加的な情報

2026 年 10 月 30 日公表

Ver. 2.0

目 的

1. 本文書は、サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり、追加的な情報の開示を検討する場合に参考となる情報を提供することを目的としています。

キーワード

適正な表示、追加的な情報、他の情報との関係

何が求められているのか

2. SSBJ 基準では、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示するために、追加的な情報を開示する必要があるかどうかを検討し、必要と認められた場合に、その情報を開示することを求めています。

サステナビリティ開示基準における具体的な定めを適用しただけでは、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解するうえで不十分である場合には、追加的な情報を開示しなければならない。（適用基準第 21 項）

なぜ追加的な情報の開示の検討が求められているのか

3. サステナビリティ関連のリスク及び機会は広範にわたり、企業によってその影響も異なると考えられます。このため、SSBJ 基準では、開示すべき情報を網羅的に定めていません。
4. SSBJ 基準において、サステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示することを求めています（適用基準第 20 項）。適正に表示されるサステナビリティ関連財務開示は、関連性を有していなければならず、また、表現しようとしている対象が忠実に表現されていなければなりません。さらに、適正に表示されるサステナビリティ関連財務開示は、比較可能で、検証可能で、適時で、理解可能な情報を開示しなければなりません（適用基準第 24 項、第 26 項及び第 27 項）。
5. しかし、上述のとおり、SSBJ 基準は開示すべき情報を網羅的に定めていないため、SSBJ 基準における具体的な定めを適用しただけでは、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解するために十分な情報が開示されない場合もあると考えられます。
6. このため、SSBJ 基準では、SSBJ 基準における具体的な定めを適用しただけでは、企業の見通

しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解するうえで不十分であるかどうかを検討し、不十分であると判断された場合に、追加的な情報を開示することを求めています（適用基準第 21 項）。

7. 財務諸表においても、例えば、我が国の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（財務諸表等規則）第 8 条の 5 では、「この規則において特に定める注記のほか、利害関係人が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。」とされています（追加情報の注記）。SSBJ 基準における追加的な情報の開示は、財務諸表における追加情報の注記と同様の趣旨の開示であると考えられます。

どのような場合に追加的な情報の開示の検討が求められているのか

8. 例えば、情報に重要性がない場合、SSBJ 基準で要求する情報であっても、開示する必要はないと考えられますが（適用基準第 22 項）、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解するうえで十分であるかどうかを検討した結果、情報に重要性がないと判断した旨及びその理由を追加的な情報として開示することが有用な場合があると考えられます。
9. 例えば、サステナビリティ関連財務開示に含まれる情報に最も重大な影響を与える判断に関する情報（適用基準第 81 項）や、サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性に関する情報（適用基準第 83 項）は、サステナビリティ関連財務開示の主要な利用者の理解に資する情報として一般に開示されることが期待されていると考えられることから、重要性がないとして開示をしない場合には、その旨及び判断理由を追加的な情報として開示することが有用であると考えられます。
10. **サステナビリティ関連財務開示において任意で開示する情報との関係**企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解するうえで必ずしも必要ではない情報であっても、サステナビリティ関連財務開示において、SSBJ 基準で要求していない情報を企業が任意に開示することは、特段禁止されていません。
11. ただし、このような「他の情報」をサステナビリティ関連財務開示において開示する場合、その情報によってサステナビリティ関連財務開示が不明瞭にならないようにしなければならぬとしています（適用基準第 63 項）。

	企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解するうえで必要か？	サステナビリティ関連財務開示において、どのように扱われるか？	サステナビリティ関連財務開示において開示しなかった場合でも準拠表明をすることはできるか？
SSBJ 基準に具体的な定めがない情報	必要	追加的な情報として開示しなければならない	できない
	必ずしも必要ではない	開示することは禁止されない	できる

関連する SSBJ ハンドブック

- 「情報に重要性がない場合の取扱い」

SSBJ 基準の定めは、重要性がない項目に対して適用する必要はないことにご留意ください。

以 上